

H O S会則

1. 総則

第1条（定義）

本会則によって定める各条項は、H O S株式会社（以下会社という。）が運営する全ての施設（以下総称して本クラブという。）に適用されるものとしす。

第2条（目的）

- ①本クラブの会員が、本クラブを利用して、心身の健康維持・増進、会員相互の親睦を図ることを目的とします。
- ②ジュニア会員に関しては、本クラブを利用して、教育的配慮のもと一貫した運動指導を行い、運動に対する正しい理解を深めるとともに関心を高め、併せて健全な心身を育成しスポーツ振興を図ることを目的とします。

2. 会員

第3条（会員）

- ①本クラブは会員制とし、入会する際に店舗ごとに定められた会員種別で契約し、利用範囲に応じて契約対象の施設を利用することができます。
- ②会員の契約期間は月単位で、会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。

第4条（入会資格）

本クラブの入会資格を有する方は、次の各項目を全て満たすものとしす。

- ①本会則を承諾し、会社が定める諸規則等を遵守できる方。
- ②暴力団・暴力団員、その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。
- ③入会に先立って、健康申告書等の内容により、施設の利用に差支えがないと会社が判断した方。
- ④入会の際、氏名、生年月日、住所が記載された本人確認書類を提示できる方（ジュニア会員の場合は親権者）。
- ⑤「他の会員に迷惑をかける恐れがない、または、会員として好ましくない行為をしない」と会社が判断した方。
- ⑥過去に本クラブで除名処分となったことがない方（除名処分に該当する行為をしたことが原因で自ら退会した方を含む）、または本クラブ以外の会員制スポーツクラブ等で禁止行為をしたことにより除名処分となったことがない方。
- ⑦集団感染する恐れのある疾病（感染症・感染性皮肤病等）のない方。
- ⑧刺青、ファッションタトゥーがない方。
- ⑨入会手続きの時点で妊娠をされていない方。
- ⑩フィットネス会員に限り、所定の年齢以上の方。
- ⑪その他、本クラブ利用に際し、会社が事前に相談等が必要と判断した方で、その相談等事項の調整が済み、会社が入会を認めた方。

第5条（入会手続き）

- ①本クラブを利用する方は、本会則を承諾の上、会社が定める入会手続きを行い、所定の料金等を納入し、会社の承認を得て契約を行うことにより会員となります（ジュニア会員の場合は親権者が手続きをすることで可）。未成年者が入会を希望する場合は、本人とその親権者が連署の上、入会手続きを行うものとしす。この場合、親権者は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとしす。
- ②会員となる方は入会手続きの際、氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先、会費決済（口座振替）に必要な情報を登録するものとします。会員となる方は、当該登録情報について、虚偽がなく、正確であることを保証するものとしす。

第6条（会員証）

- ①会社は会員に対し会員証を発行・貸与するものとし、会員は本クラブの施設を利用するときは、会員証を必ず携帯し、入退館時に提示をしていただきます。

- ②会員は、会員資格を喪失した時、速やかに会員証を会社へ返還していただきます。
- ③会員証を紛失した場合は、速やかに所定の手続きで、有償にて再発行を受けていただきます。
- ④会員証は、本人のみが使用することができ、他人に貸与や譲渡することはできません。

第7条（諸会費・諸料金）

- ①会員は会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。なお、会員が負担する消費税については、諸会費・諸料金の額に付加して納入いただき、消費税率が変更となった場合は、変更に伴う金額にて納入していただくものとしす。
- ②会員が納入する諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は会社が定めるものとしす。
- ③会社は本クラブ運営上必要と判断した場合、または経済情勢等の変動に応じて、諸会費・諸料金の額を変更することができ、施設内へ掲示等により事前告知するものとしす。
- ④諸会費・諸料金を滞納している会員は、本クラブの利用ができません。また、未払い分の諸会費・諸料金は必ず支払わなくてはいけません。
- ⑤一旦納入された諸会費・諸料金は、会社が認める合理的な理由等がなければ、返還いたしません。

第8条（退会）

- ①会員本人の都合による退会は、必ず会員本人が退会希望月の所定の日（休業日の場合は翌営業日）までに来店し、所定の手続きを完了することにより、当該月末で退会することができます（退会日は月末日のみです）。
- ②退会日時点で諸会費・諸料金等の未払い金がある場合、完納するまで退会後も支払義務を負います。
- ③代理人（ジュニア会員の親権者を除く）による退会手続き、電話その他の方法による退会申し出は受付できません。ただし、死亡等やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

第9条（会員資格の帰属）

会員資格は本人のみに与えられ、いかなる場合も他人に譲渡、相続または貸与することはできません。

第10条（諸手続き）

- ①会員は、会員種別の変更、プライベートロッカー等の手続きを、所定の方法にて完了しなければなりません。
- ②会員は、第5条②で登録した内容に変更があった場合は、速やかに所定の変更手続きをしてください。その後変更があった場合も同様とします。
- ③会社が会員宛て 郵便物で 通知をする場合、申告のあった登録の住所へ送付するものとし、発送をもって効力を有するものとしす。郵便物が不到達であった場合の責任を、会社は負いません。会員が通知を希望したEメール等の場合も、同様とします。

第11条（会員除名）

- 会員が 次のいずれかに該当した場合は、会社は当該会員を除名することができるものとしす。除名を受けた会員は、全ての本クラブに入会、立入りができません。
- ①本会則、その他会社が定める諸規則に違反したとき。
- ②本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- ③諸会費（月会費は3か月分）・諸料金の滞納があったとき。
- ④入会等に際して、 会社に虚偽の申告をしたとき。または施設利用に必要な重要な申告をしなかったとき。
- ⑤会社が本クラブの会員としてふさわしくないと判断したとき。
- ⑥暴力団・暴力団員、その他これに準ずる者等反社会的勢力であることが判明したとき。

- ⑦他の会員に対する迷惑行為、本クラブの運営に支障をあたえるような行為をしたとき。
- ⑧本会則19条記載の禁止行為があったとき。
- ⑨その他、本条各号に準ずる行為があったとき。

第12条（会員資格喪失）

会員は、次の場合に会員資格を喪失します。

- ①退会。
- ②除名。
- ③死亡。
- ④本クラブの閉鎖。

第13条（健康管理）

- ①会員は各自の責任において健康管理をするものとしす。
- ②会員は疾病、機能障害等により、医師に運動等を控えるよう指示された場合、または体調不良、疾患の疑いが生じた場合、本クラブに申告するものとしす。

3. 施設利用

第14条（諸規則の厳守）

会員は、本クラブ利用に際して、本会則および会社が別途定める規則や注意事項等を厳守し、会社従業員の指示に従うものとしす。

第15条（入場禁止・退場・施設利用制限）

- 会社は、次の事項に該当する会員に、入場禁止、退場または施設利用制限を命じることができるものとしす。
- ①本会則および諸規則を遵守しない方。
- ②暴力団・暴力団員、その他これに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した方。
- ③刺青、ファッションタトゥーを露出した方。
- ④酒気を帯びた方。
- ⑤健康状態により、医師から運動等を禁じられている、または会社が運動等をすることが好ましくないと判断した方。
- ⑥集団感染する恐れのある疾病（感染症・感染性皮肤病等）のある方。
- ⑦妊娠中の方（マタニティ向けプログラム利用の方を除く）。
- ⑧会社が、他の施設利用者に迷惑をかけると判断した方。
- ⑨正当な理由がなく、会社従業員の指示に従わない方。
- ⑩本会則19条記載の行為をした方。
- ⑪その他、本条各号に準ずる行為等があった方。

第16条（損害賠償）

- ①本クラブの施設利用に際して、人的または物的事故が生じ、その事故の原因が会社の責による場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとしす。それ以外、会社は一切の責任を負いません。
- ②会員が本クラブの施設利用に際して、会社、会社従業員また第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償をしていただきます。

第17条（盗難）

- ①本クラブの利用に際して生じた盗難、毀損等について、その原因が会社の責による場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとしす。それ以外、会社は一切の責任を負いません。
- ②会員は、本クラブに設置されているロッカー等を会員自身の責任と負担により使用するものとしす。

第18条（紛失物・忘れ物・放置物）

- ①会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、会社は一切の責任を負いません。
- ②切忘れ物、放置物については、所定の期間会社が保管した後、処分をいたします。

第19条（禁止事項）

- 本クラブ施設内および周辺において、次の行為を禁止します。
- ①動物を施設内に持ち込むこと（身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬および聴導犬を除く）。

- ②刃物や爆発物等の危険物や、汚物を施設内に持ち込むこと。
- ③指定した場所以外で喫煙をすること。
- ④許可なく撮影や録音をすること。
- ⑤会社が管理する機器、物品等の持ち出しや損壊等をするここと。
- ⑥施設内に落書きや造作をすること。
- ⑦所定の場所以外での排泄行為。
- ⑧他の会員、会社、会社従業員を誹謗、中傷すること。
- ⑨許可なく物品の販売やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。
- ⑩宗教活動や政治活動をするここと。営利、非営利を問わず、団体等への入会勧誘をすること。署名活動等をするここと。
- ⑪他の会員や会社従業員等に対し、暴力行為、威嚇行為をすること。
- ⑫痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為、盗撮、盗聴、ストーカー行為をすること。
- ⑬正当な理由がなく会社従業員の拘束等業務妨害をすること。本クラブの営業妨害をすること。
- ⑭他の会員の施設利用を妨げる行為をすること。
- ⑮会社が施設内で販売する食べ物以外の食事（食べ物の持ち込み）をすること（会社が許可した場合を除く）。
- ⑯会員またはジュニア会員の親権者以外を施設内に入場させること（会社が許可した場合を除く）。
- ⑰その他、本クラブの秩序を乱す行為、本条各号に準じる行為をすること。

第20条（利用案内）

本会則に定めのない本クラブ運営事項については、施設内掲示や別途規則にて定めます。

4. 施設営業

第21条（営業日・営業時間・休館日）

営業日、営業時間、休館日は、本クラブ各施設にて別途定めます。

第22条（施設の閉鎖）

経営上の事情により、本クラブの全部または一部を閉鎖することがあります。その場合、会員にその旨を予め通知し、同意を得て会員が希望する本クラブの他の施設を利用できるものとしす。

第23条（施設の閉業）

- 会社は、次の理由により本クラブを閉業することがあります。
- ①天変地変、災害等により施設を閉鎖し、再開が難しいと判断したとき。
- ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。

5. その他

第24条（個人情報保護）

会社は、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、それを遵守するとともに、会員の個人情報をより安全かつ適切に取扱うことを宣言いたします。なお、プライバシーポリシーは会社ホームページにて掲示いたします。

第25条（会則の改定）

会社は、必要に応じ本会則を改定できるものとし、改定にあたっては予め本クラブ店舗内へ掲示する等により、会員へ告知するものとしす。

条文以上

2020年8月1日

H O S株式会社